

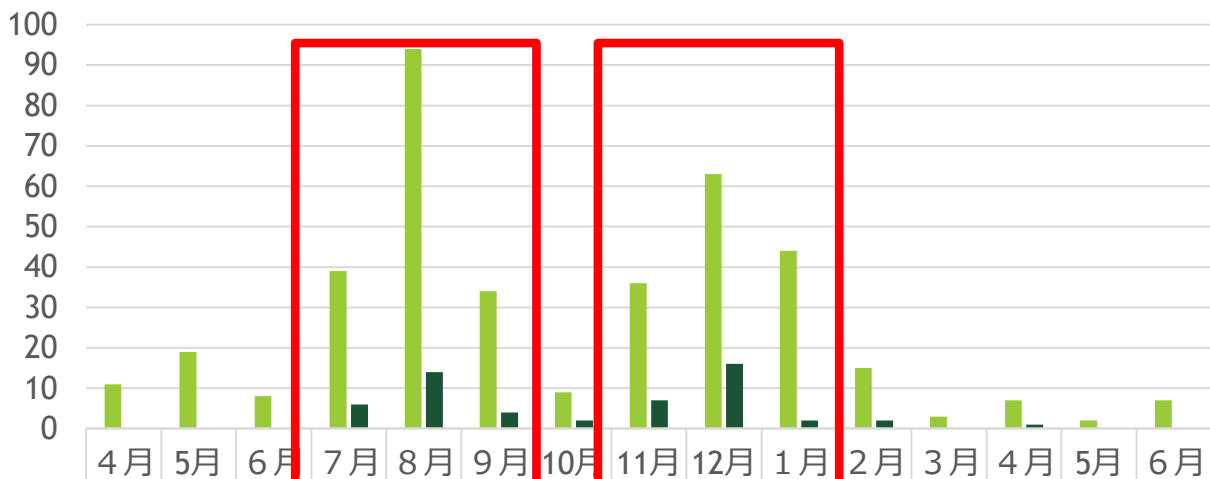
障害福祉サービス 事業所等における 感染対策

2023. 7. 11 香川県健康福祉部障害福祉課

1 令和4年4月～令和5年6月 新型コロナウイルス感染症 陽性者発生報告数

障害福祉施設等における新型コロナ発生報告件数

(R4.4～R5.6)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
■ 報告件数	11	19	8	39	94	34	9	36	63	44	15	3	7	2	7
■ 5名以上陽性の件数	0	0	0	6	14	4	2	7	16	2	2	0	1	0	0

■ 報告件数 ■ 5名以上陽性の件数

2 新型コロナウイルス感染症の 対応について



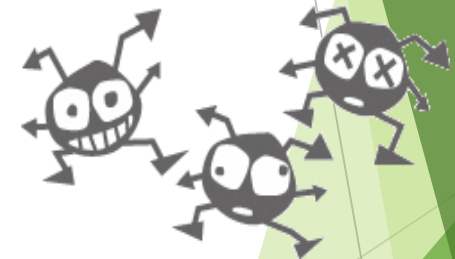
・持ち込まない



・持ち出さない



・広げない



(1) マスクの着用について

(令和5年2月14日事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

(質問) 職員や、利用者のマスクの着用はいつまでしないといけないのでしょうか？

・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

・ 高齢者等重症化リスクの高い者（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する児童等）が多く入所していない事業所等においては、「マスクの着用は個人の判断にゆだねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容される」とされていること。

(2) 陽性者の療養期間について

(令和5年4月25日事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、子ども家庭庁支援局障害児支援課)

・令和5年5月8日以降、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは個人の判断にゆだねられます。

各医療機関や高齢者施設等においては、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的に強いお願いを行うことがあります。

(外出を控えることが推奨される期間)

- ・発症日を0日目として、5日間は外出を控えること。
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して、24時間程度が経過するまでは外出を控え様子を見ること。

(周りの方への配慮)

- ・10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、配慮しましょう。

(3) 濃厚接触者の対応について

(令和5年4月25日事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、子ども家庭庁支援局障害児支援課)

家族・同居者がコロナにかかったら、陽性になった方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があるため、その間は手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策の他、**不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。**

(参考) 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
URL：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

3 感染症発生時の報告について

香川県障害福祉課へ報告する目安

(R5.5.8時点)

▶ ① 新型コロナウイルス感染症の場合

- ・陽性者が1名でも発生したら、電子申請システムにて報告
→しばらくの間、継続予定

※陽性者が発生した際に抗原検査キットやガウンやマスク等が不足している場合、無料提供（在庫がある限り）を行っています。

【問い合わせ先】 香川県障害福祉課 TEL : 087(832)3293



陽性者の報告は↑こちらから

▶ ② その他の感染症の場合

ア～ウのいずれかに該当する場合、電話にて報告する

- ア 同一感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合。
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

